

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく食用精製加工油脂 の日本農林規格の改正について

下記のとおり、食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和 54 年 10 月 12 日農林水産省告示第 1424 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
食用精製加工油脂の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲
食用精製加工油脂
- 3 趣旨及び目的
食用精製加工油脂の日本農林規格について、融点の表示方法、様式の一部変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
TEL (03) 6744－7139
FAX (03) 6744－0569
- 6 意見提出期限
掲載から 60 日後